

会計変化の本質の研究： 制度からの実務よび理論の展開に対する逆影響の検討を中心に

A Study of the Nature of Accounting Changes: with a Focus on the Impact of Adverse Effects of the Law on Practices and Theories

澤登 千恵 (SAWANOBORI Chie)

本研究の目的は 19 世紀イギリス鉄道会社とガス会社の会計実務の発展に対する議会議法制定のプロセスの影響を検討することである。19 世紀初頭から約 100 年間の議会議資料を、従来の歴史研究に加え、テキスト（データ）マイニングで分析した。議会議資料は議事資料と議会議文書から構成され、議事資料については、公益事業に関する本会議議事録を研究対象とし、法案作成前の議会議での問題化と、法案作成後の議会議での審議を「議会議法の制定プロセス」と位置付けて分析した。一方、議会議文書については、下院会期別議文書のうち公益事業に関する議会議内委員会報告書を研究対象とし、これも「法案の作成プロセス」として位置付けて分析した。これら分析結果に基づいて検討を行い、得られた現段階での成果の一部は以下のとおりである。

ロンドンの主要なガス会社は、The Metropolis Gas Act of 1860 が制定される前年の法案提出後、共通の監査人による財務表の監査を受けることになると、各ガス会社は株主向けに作成した財務表を一定の様式に修正するようになった。1862 年以降は、当該財務表を議会議に提出するようになった。さらに 1869 年には、当該財務表に一般貸借対照表が含まれるようになった。

興味深いのは、19 世紀のロンドンのガス会社の多くは、19 世紀前半までに、一般貸借対照表を導入していたが、しばらくして、一般貸借対照表の作成を中止し、これに代えて貸借対照表を作成するようになっていたにもかかわらず（これについては "*Changes in Accounting at Brentford Gas Light Company*," のタイトルで、Accounting History Review Conference 2021 at Edge Hill University in UK で報告した。北海道大学 経済学部 春日部光紀氏との共同報告）、上記の事情を契機として、再び、一般貸借対照表を作成するようになった、つまり、複会計システムを採用することになったことである（ここでは複会計システムを、少なくとも、資本勘定と一般貸借対照表を含む財務表の様式と定義する）。

その後、Gas Clauses Act 1871 によって、複会計システムは法制化された。つまり、ロンドンのガス会社における複会計システムの採用は、直接的には、ガス会社に対する法の影響でも、当時のリーダーカンパニーであった Gas Light and Coke 会社の影響でもなかったと考えられる。なぜロンドンのガス会社に対して、貸借対照表ではなく、一般貸借対照表を作成するよう指示がなされたのか？ 更なる分析のためには、資料に出現した全ターム間での総当たりの相関分析が有用と考え、プログラムの書き直しを行っ

た。今後、全ターム間での総当たりの相関分析と分析結果の検討を行う予定である（ガス会社の分析結果の検討については、北海道大学 経済学部 春日部光紀氏との共同研究）。